

第1回安芸高田市都市計画審議会

〈日時〉令和4年7月29日(金) 13:30~15:42

〈場所〉安芸高田市民文化センター クリスタルアージュ 研修室 402

〈出席者〉

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ● 安芸高田市商工会 会長 | 住吉 峰男 |
| ● 安芸高田市農業委員会 会長 | 田中 秀之 |
| ● 県立広島大学 名誉教授 | 野原 建一 |
| ● 福山市立大学 教授 | 渡邊 一成 |
| ● 安芸高田市議会 | 大下 正幸 |
| ● 国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所 所長 | 西尾 正博 |
| ● 広島県西部建設事務所 所長 | 蒲原 幹生 |
| ● 安芸高田市建設部 部長 | 河野 恵(事務局) |
| ● 安芸高田市企画部 次長 | 徳澤 政秀(事務局) |
| ● 安芸高田市建設部管理課 課長 | 神田 正広(事務局) |
| ● 安芸高田市企画部政策企画課 課長 | 高下 正晴(事務局) |
| ● 安芸高田市企画部政策企画課 係長 | 森本 貞彦(事務局) |
| ● 安芸高田市建設部管理課 係長 | 武部 弘典(事務局) |

〈内容〉

○開会

【事務局 神田】

はいそれでは皆様、改めまして、ありがとうございます。

定刻が参りましたので、ただいまから、第1回安芸高田市都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会は、約2時間を予定しております。

本日の司会を務めさせていただきます、安芸高田市役所建設部管理課の神田でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

座って進行させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

はじめに本審議会は、一般傍聴や報道関係者の入室を認めておりますが、この度はコロナウイルスの感染者の急増によりまして、本日の審議会につきましては、一般の傍聴及び報道関係者の入室を認めておりません。

また、本日の資料や、議事録等の資料については、本市のホームページより公表することとしております。

委員の皆様にはご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染防止対策として、会場の換気消毒等の措置を講じての開催としております。委員の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、本日の審議会資料についてご確認をお願いします。本日お手元にお配りしておりますのは、次第、そして配席表、資料一覧、審議会委員名簿、資料2として、計画策定の進め方、資料3として、計画策定に向けたスケジュール、資料4として、都市計画の概要、資料5として、マスタープランと立地適正化計画の概要、資料6として、現況分析・課題整理について、資料7として、全体構想・分野別方針について、資料8として、策定委員会での意見について、最後に、参考資料1の安芸高田市都市計画審議会条例をお配りしております。

また、国土交通省三次河川国道事務所長様から、国土交通省関係の資料を2部、水害リスク情報の充実という1枚ものと、ホッチキス止めで都市河川の指定に関する資料をご用意いただいております。

以上でございます。

資料について、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

次に、委員の皆様をご紹介します。恐れ入りますが、お手元の名簿をご覧ください。

本審議会は市の都市計画審議会条例第3条の規定に基づき、学識経験のある者、市議会の議員、関係

行政機関若しくは県の職員、市民により構成することになっております。

まず、はじめに審議会条例第3条第1項第1号、学識経験のある者として、次の4名の委員にご就任
いただいております。

安芸高田商工会会長、住吉委員でございます。

【住吉委員】

よろしく願いいたします。

【事務局 神田】

続きまして、安芸高田市農業委員会会長、田中委員でございます。

【田中委員】

田中でございます。よろしく願いいたします。

【事務局 神田】

県立広島大学名誉教授、野原委員でございます。

【野原委員】

野原でございます。よろしく願いいたします。

【事務局 神田】

福山市立大学教授、渡邊委員でございます。

【渡邊委員】

渡邊でございます。よろしく願いいたします。

【事務局 神田】

続いて、審議会条例第3条第1項第2号、市議会の委員として1名の委員にご就任いただいております。

安芸高田市議会議員、大下委員でございます。

【大下委員】

大下です。よろしく願いいたします。

【事務局 神田】

そして、審議会条例第3条第1項第3号、関係行政機関若しくは県職員として、次の2名の委員にご就
任いただいております。

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長、西尾委員でございます。

【西尾委員】

西尾でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局 神田】

広島県西部建設事務所長、蒲原委員でございます。

【蒲原委員】

蒲原でございます。よろしく願いいたします。

○会長の選任

【事務局 神田】

以上、7名の委員の皆様にご出席をいただいております。

それでは早速ですが、議事に入ります前に、本審議会についてご説明をいたします。

本審議会は、都市計画法第77条の2の規定に基づき、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議することを目的に設置されております。

本審議会は、安芸高田市になって初めて開催される都市計画審議会となっております。

このため、現在会長が選任されておられません。会長選任までの議事進行についてですが、特に規定がございませんので、事務局の方で議事を進めて参りたいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

【委員】

異議なし

【事務局 神田】

はい。ありがとうございます。

それではお手元の会議次第に従いまして議事を進めて参ります。本日の出席委員は7名、全員でございます。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第6条第1項の規定により、この会は有効に成立しますことから、これより第1回安芸高田市都市計画審議会を開会します。

まず、議事録署名委員を指名します。今回は、住吉委員と田中委員の2人をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

【住吉委員】

はいよろしく申し上げます。

【田中委員】

申し上げます。

【事務局 神田】

それでは議事次第に沿って進めて参りたいと思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。まず初めに会長を選任していただきます。

本審議会では、審議会条例第5条第1項の規定により、本審議会の会長を置くことになっております。

規定では、学識経験のある者のうちから互選によりこれを定めることとなっております。どなたかご推薦はございませんでしょうか。

【大下委員】

事務局から推薦で。

【事務局 神田】

よろしいですか。特にないようでしたら事務局から推薦したいと思います。

事務局から、渡邊委員をご推薦させていただきたいと思っております。

渡邊委員は、都市計画に関しまして幅広い知識をお持ちで、国や地方自治体の各種会議へのご参画もご経験も豊かでいらっしゃいます。

【委員】

異議なし

【事務局 神田】

ありがとうございます。

異議なしとの声がありましたので、渡邊委員に会長をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いいたします。

渡邊会長は会長席の方へお願いいたします。

【渡邊会長】

それでは、改めまして、皆さんこんにちは、会長を拝命しました福山市立大学渡邊でございます。

私は、広島県の都市計画審議会の委員、それから市町ですと、広島市の都市計画審議会と、三原市の都市計画審議会の会長を拝命しております。

そういう意味では、いろいろな都市の、私も実は大学教授になる前は、都市計画のコンサルタントをしておりまして、現場もいろいろ見てきておりますので、そういう意味で、ご推薦いただいたのかなというふうに思っております。ひとつよろしくをお願いいたします。

審議に入ります前に、一言ご挨拶申し上げたいと思います。本審議会は、安芸高田市の都市計画について、安芸高田市長の諮問に応じ、調査審議をする重要な会議であるというふうに認識しております。

私といたしましては会長という重責ではありますが、これを果たすべく、努力して参りたいと思います。皆様にご協力をいただきまして、進めて参りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

すいません、以降、進行は着座にて、進めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会長代理を指名する必要があります。会長代理は会長に不在のときに、その職務を代理することになっております。

本市の交通政策の方針を決める、安芸高田市公共交通協議会の委員でもある野原委員を、会長代理として指名したいと考えますが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【渡邊会長】

ありがとうございます。それでは野原委員よろしくをお願いいたします。

続きまして、お手元の次第に沿いまして、本日の議事を進めて参りたいと思います。

本日は、報告事項が1点、策定中の「安芸高田市都市計画マスタープラン」について報告がございます。項目がたくさんあるのですが、まず、(1)計画策定の進め方から、(4)のマスタープランと立地適正化計画の概要まで一括して、説明をしていただき、質疑等、伺えればと思います。

よろしくをお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

○報告事項

【事務局 徳澤】

ありがとうございます。事務局の企画部の徳澤といいます。

本日、説明させていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

ご説明の前に、今、会長の方から説明していただいたとおり、本日、説明する内容は、安芸高田市都市計画マスタープランの策定に関することにつきまして、後でご説明しますが、このマスタープランの策定に向けて、安芸高田市都市計画マスタープラン等策定委員会を設けていまして、そこで基本的には審議し、素案を作っているというところでございます。

このため、本日出席していただいている、この本審議会の委員のうち、住吉委員と田中委員と渡邊委員におかれましては、この策定委員会の委員も兼務していただいております。本日説明する内容については、策定委員会で説明した資料になっており、大変申し訳ないのですが、重複するところがあると思います。よろしくをお願いいたします。

本来、この審議会は、都市計画を決定していく上での諮問機関になりますが、本日は都市計画の議事はなく、報告事項だけになっています。来年度以降に、実際に道路、下水道とか、そういったところの

計画を決定すると当然、住民への規制がかかってきます。この審議会は、そういった審議事項について、本来、審議していただくこととなります。

本日、報告するマスタープランについては都市計画ではなく、都市計画を決定する上位計画になりますので、この審議会でも、報告させていただくというところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは次第をご覧ください。①計画策定の進め方、②策定に向けたスケジュール、③都市計画の概要、④マスタープランと立地適正化計画の概要について、続けて説明させていただきます。

また、初めての都市計画審議会ということもございますので、都市計画のところの内容も少し説明させていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

まず、マスタープランの検討の進め方についてご説明します。資料の2をご覧ください。

中央にございます計画検討組織についてご説明します。本市の企画部に政策企画課という部署がございまして、ここで、マスタープラン策定委員会の事務局をしまして、そこで計画の素案を作成します。市役所の中に、部長級で構成される庁内検討委員会を組織しまして、福祉、農業とか、いろいろな分野で部長にお願いして、その中で、調整した上で、計画案を作って、策定委員会に出すこととなります。

この計画案の作成にあたっては、左側に示してあるとおり、市民アンケート調査とか、パブリックコメントを募集することとしてしまして、しっかりと住民の意見についても把握し、計画に反映させていきたいと思っております。

また、右に示しています上位計画、県とか市の各種計画についても当然、この市が定めるマスタープランの計画案に反映させていきたいと思っております。

この図に示すとおり、マスタープランは、策定委員会を中心に検討した上で、計画の素案ができた段階で、段階的に、市議会、都市計画審議会に報告します。

本日は、その最初の説明になりますが、意見をいただきながら、調整した上で、最終的に公表をもって策定ということになりますので、よろしく願いいたします。

続いて、スケジュールについてご説明します。資料3、策定に向けたスケジュールをご覧ください。一番下に、本都市計画審議会の予定を記載しております。

黄色の丸があるところでございますが、2回予定しています。

本日は1回目でございます。令和5年の3月に第2回を予定しています。

本日の審議会で報告する内容が中間報告、第2回の3月に報告する内容は、最終報告と考えています。

策定委員会は、上段に書いていますけど、もともと、本年1月に策定委員会の第1回を開催する予定だったのですが、これがコロナの関係で延期になりまして、第1回と第2回の内容を併せて、3月25日に策定委員会を開催しました。

本日の審議会は、この第1回、第2回の内容について、審議会に報告させていただくというところでございます。

9月ごろに第3回の策定委員会、12月ごろに第4回の策定委員会を開催し、その内容について、最終的にパブリックコメント、市民の意見を受けて、2月に第5回の策定委員会を開催して報告案を作成します。

この案ができた段階で、3月の都市計画審議会、市議会で説明して、最終的に意見を調整した上で、公表するというところで、年度末の3月末までに、マスタープラン、立地適正化計画を策定するよう予定しているところでございます。

続いて、資料4の都市計画の概要についてご説明します。

本市において、後で説明しますが、かなり長い期間、都市計画審議会が開催されていなくて、都市計画というものの自体が、なかなか縁遠いというところがありました。

そのところを少し説明しながら、概要として、まとめたものでございます。

1ページをご覧ください。

法律に記載されている内容ですが、都市計画法の第1条でございますが、都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するために定められる計画とされています。

具体的に、例えば、左上の図では、住宅とか工場、田畑が混在しているように、建物が規制なく建っ

ている状況でございます。

左下の図は、都市計画を導入した後のイメージですが、開発ができる範囲。その場に建てられる建物をあらかじめ決めることができますので、良好な住環境が確保されるということになります。

また、真ん中の上の図は、洪水等、土砂災害などのリスクのあるエリアを示しています。これら災害のリスクの高いエリアを考慮して、例えば、河川の堤防の整備や避難道路を整備することで、被害の拡大を防止することができます。

右上の図は、都市計画がない状態で、建物が密集して建っていますが、都市計画を導入すると、左下の図のように、建物は、4メートル以上の道路に接道していないと建築基準法の規制で建てられなくなってしまいますので、例えば消防車が入らないところには建物が建たないというような、そういうような規制が導入されるということでございます。

続いて2ページをご覧ください。

都市計画法第2条ですが、都市計画の基本理念について説明しています。この基本理念は、農林漁業との健全な調和を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもと、土地の合法的な利用を図ることとされています。

都市計画区域内には、先ほども説明しましたが、この理念を達成するために、都市計画法と建築基準法、建築基準法以外の法令もたくさんありますが、様々な規制を受けることによって、この理念を達成するという法体系になっています。

3ページを、ご覧ください。

都市計画の制度について、図に示していますが、多層構造になっています。

都市計画の区域がまず指定されて、その中に、例えば、土地利用、地域地区、用途地域とか、そういったものを指定するのですが、住宅、商店、工場など、建てられる建物があらかじめ用途で指定されます。

次に、道路、公園などの都市施設の位置を指定して、いろいろな都市施設を整備していきます。

同じ区域に、いろんなルールを重ねて、多層的につなげることによって、良好な都市をつくっていく構造になっています。

4ページをご覧ください。

広島県の都市計画の区域の指定状況を示しています。

一番真ん中に、安芸高田市がございまして、その中に吉田都市計画区域が指定されています。全体の行政区域に比べて、非常に小さな一部のエリアが指定されています。

もともとは吉田町時代に都市計画区域が指定されて、その後、6町が合併して、安芸高田市になったというような関係もございまして、行政区域に比べて非常に小さなエリアが指定されているようなことになっているというところでございます。

5ページをご覧ください。

右下の図は、吉田町都市計画図を示しています。すごく分かりにくくて申しわけありませんが、都市計画の決定、都市施設の整備など、都市計画に関する施設、施策というのは、都市計画図に用途地域のエリアよりも少し広いところに黒い破線がございまして、これが都市計画の区域でございまして、都市計画区域の中でしか都市計画は機能しない。逆に、この都市計画区域の外においては、全く都市計画は運用されないことになります。

左側の都市計画の運用状況でございまして、この都市計画区域は、吉田町時代、昭和55年に計画決定されています。

昭和58年に都市下水路というものが、吉田のこの辺りに決定されています。

今、災害が頻発する厳しい時代ですけど、当時から、この辺りは降雨による浸水リスクがあって、雨水を排水するための都市の下水道水路が、最初に計画決定され、整備されたということでございます。

その後、平成4年に、土地利用を指定する用途地域、色が分かれて塗られている区域でございまして、これが用途地域でございまして、

建物の建てられる種類を規定したものでございまして、平成4年に用途地域が指定され、平成6年に、今度は、汚水を処理するために、公共下水道が計画決定され、その後、整備されています。

都市下水路については、公共下水道を計画決定する段階で、雨水計画として、公共下水道の中に一緒に取り込まれて、廃止されたというところでございます。

その後、平成7年の用途地域変更は、法改正により用途地域の種類が増えた関係で、全国各地で用途

地域の変更をしたものですが、この変更があった以降、実はこの安芸高田市においては、都市計画の決定も変更もされていません。

当然、都市計画審議会も開催されていないというような状況で、今に至っているというところがございます。いろいろな問題も起こっています。それについても、後程、説明させていただきたいと思っております。本日は、この平成7年以降の最初の都市計画審議会になるというところがございます。

6ページをご覧ください。

本市で決定されている用途地域についてご説明します。吉田町都市計画区域の用途地域の指定状況を示しております。

用途地域では、住宅とか工場などの建てられる建物の種類、それから、建物の大きさを規定する容積率、建ぺい率、建物の高さなどを規定する形態の規制、そういったものが、この用途地域を指定することによって導入されます。本市ではこの6地域、6種類の用途地域が指定されております。

7ページをご覧ください。

都市施設、都市計画決定できる都市施設についてご説明します。

都市施設は、道路とか公園、下水道など、安全で快適な生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設となります。

都市計画区域の中で、例えば道路、公園などの位置をあらかじめ指定して、計画的に整備することになっています。この図のような形で、碁盤の目のような道路計画を決定し、この道路が整備できるところでございますけど、安芸高田市では、公共下水道しか計画決定されていません。

道路とか公園などについては、計画決定されていないまま、今に至っているというところがございます。

8ページをご覧ください。

地区計画について説明します。地区計画は、いろいろな地域で、その地区にあった特性に応じて、地区施設、道路とか公園みたいなものとか、建てられる建物の用途を規定したりするなどの土地利用の細かいルールを定めるもので、ミニチュア都市計画というのですが、地区計画という都市計画があります。

この地区計画制度ができて以降、いろいろな市町で、この地区計画を導入して、小さなエリアで非常に細かいルールを定めているのですが、本市では地区計画決定はされていないという状況でございます。

すいません、都市計画の概要ですので、細かいところまで説明できていませんが、都市計画の概要、本市の都市計画の状況を、併せてご説明をさせていただきました。

続いて、資料5の都市計画マスタープランと立地適正化計画の概要についてご説明します。

ここでは、マスタープランとこの立地適正化計画の必要性をメインとして説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページをご覧ください。

都市計画のマスタープランには、県が定める整備・開発及び保全の方針という、法律で定められる法定計画ですけど、いわゆる都市計画区域マスタープランというものと、市町村が定める市町村の都市計画に関する基本的な方針、これも法定計画ですが、いわゆる市町村マスタープランという2種類があります。

2ページをご覧いただければと思いますが、2ページの方で、県が定める都市計画マスタープランは、広域、根幹的事項を定める計画である一方で、市町が定める都市計画マスタープランは、地域に密着した都市計画の方針を定める計画で、県が広域的根幹的な大きい方針を作って、市町がその市町の独自の地域特性に合った細かい計画を定めるというもので、両者が適切な連携、役割分担を行うこととされています。

当然、今回、本市が定めるマスタープランにつきましては、県が定める区域マスタープランに即する必要があるというところがございます。

3ページをご覧ください。

安芸高田市は、旧6町の合併以降、17年間でどれぐらい人口が減少しているかというような状況を示しています。すべての地域で、人口は減少しています。

特に美土里町、高宮町、市の北部の2町においては、人口が3割程度、それ以上、減少しています。さらに、世帯数も減少しています。

一般的に人口が減っても、夫婦2人、両方が亡くならないと、世帯数は減らないので、人口が減っていても、一般的には、世帯数は減らないで、どちらかというと段々増えていき、さらに人口は減少していくと、世帯数が減ってくる。世帯数が減ってくるということは、高齢人口も減っているような状況で、吉田町などの他の4町も段々と世帯数も減少傾向になっていくのかなというふうに予想されています。

4ページをご覧ください。

先ほど、平成7年以降都市計画の変更がなされていない話もさせていただいたのですが、この都市計画上の課題というところをちょっと整理しました。

左の写真は、都市計画区域内の写真ですけど、赤い破線であるところは、実は道路がありません。

先ほど説明したとおり、接道要件を満たしている道路に接していないので、建築基準法の規定で家が建てられないというエリアになります。こういう道路整備がされていないことによって、建物が建てられないエリアが、この都市計画区域の中に多く存在しているというところがございます。

右上の写真は、吉田町の商店街の写真です。いろいろな経緯から、今シャッターおろしている店舗が増えていまして、シャッター街という言葉もございますけど、商店街が非常に厳しい状況になっています。

左下の写真は、この近くにある工業専用地域。工場が建っているのですが、見ていただくとおり、もう、余剰地は一切なくて、例えば、機能を拡張したい、工場を拡張しようと思っても、その余剰地がないとなると、その規模拡大に併せて、吉田町から、安芸高田市から撤退するような、そういったことも考えられるような状況になっています。

右下の写真は、都市計画区域外の写真です。ちょっとわかりにくいのですが、現地に行けばわかるのですが、宅地開発が結構進んでいます。先ほど説明した左上の方の写真にもあったとおり、都市計画区域の中で、空き地、家が建てられるところが段々と減ってきているところもあって、都市計画区域外においては、いろいろな圃場整備とかで道路が整備されている中で、開発が非常に容易になっているところもあって、都市計画区域外に開発が進む、いわゆるスプロール化という現象が起こっているというところがございます。

以上が大体、都市計画の課題というところで説明させていただきました。

5ページをご覧ください。

都市計画、先ほどの説明した課題というところではあるのですが、都市計画を行わないというところで、住環境が悪化するとか、利便性の低下、無秩序な開発が起こる可能性があります。

本市では、都市計画が導入されて以降、人口減少が進み、空き家が増加し、商店街はシャッター街化するなど、合併から15年以上経過して、合併する時に新市建設計画を作っているのですが、この新市建設計画に代わる本市全体の新たなまちづくりビジョンの提示が求められているというふうに考えています。

まず、まちづくりビジョンは、都市計画区域、このエリアだけの範囲の関わりに留まらず、市の全体として示す必要があると考えていまして、すべての地域を対象としたまちづくりの方針、方向性を示す安芸高田市都市計画マスタープランを策定していきたいということで、今進めているところがございます。

6ページをご覧ください。今、マスタープランの話をしたのですが、この度、マスタープランと併せて、立地適正化計画を策定します。

立地適正化計画は、居住機能・都市機能を誘導して、コンパクトに集約した都市、コンパクトシティを形成する取り組みを推進する計画です。

生活に必要な商業、医療などの都市機能と、居住を誘導する区域、ここに、施設を誘導する、この辺りに居住を誘導してコンパクトにしようという、誘導する区域とその誘導方法を位置づけることで、人口密度を維持するための方針を定めます。

この度、吉田町都市計画区域内において、この立地適正化計画を定めることとしております。

7ページをご覧ください。

ちょっと、ざっくばらんに言うと、コンパクトシティですので、居住をどこかに誘導していくとなると、1つのところは良くなるけど、他のところは、切り捨てられるのではないかとというような、コンパクトシティ、集約都市構造を進めていくと、切り捨てられる地域があるのではないかとという誤解がありまして、それについて説明する資料になります。

まず、コンパクトシティをめぐる誤解として、立地適正化計画が目指すコンパクトシティは、強制的な一極集中などではなくて、持続可能なまちづくりのための長期的な誘導により、適切な拠点規模の維持を目指すものとしています。

左側の、コンパクトシティをめぐる誤解の一極集中の下に書いてありますが、郊外を切り捨てて一カ所にすべて集中させるのではなくて、右側に示していますが、多極型の都市構造、中心的な拠点だけでなく、旧町の役場周辺などの生活拠点を含めた多極ネットワーク型のコンパクト化を目指します。

本市の場合は、この吉田の地域にすべてを集めるのではなくて、当然ながら、旧町に役場があったのですが、そこが今支所になっています。この支所の周辺も生活拠点として定めて、多極、たくさんの拠点を設けて、それをネットワークで連携させて、コンパクト化を目指すものです。

8番目は、すべての人口の集約、すべての居住者、住宅を一定のエリアに集約させるのではなくて、例えば、当然農業されている方々は、その田、畑のあるところに家がありますので、そういった方々をじゃあ吉田に住んでもらおう、そういうものではなくて、住める方に、移転できる方に拠点到住していただくというものでございます。

それから、強制的な集約、居住者、住宅を強制的に短期間で移転してもらって、この吉田に住んでもらうというものではなくて、誘導による集約、インセンティブ、ここに移転するとこんなメリットがありますよっていうようなインセンティブを講じながら、30年ぐらいかけてこの町はできていますので、当然30年かけて、だんだんと、長期的な観点で集約を進めていく。

一般的にこのような誤解がありますというところを説明したものでございます。

8ページをご覧ください。

人口が少なくなると、このコンパクトシティをしないと何が問題なのかというところをこの8ページに整理しています。

当然人口が少なくなると、スーパーとか病院などの施設、それからバスや鉄道といった公共施設の利用者が少なくなって、施設や公共交通の維持ができない地域になる。

そういった予想がされる場所で、これを何とか維持していくために、コンパクトシティにしなければならぬと考えています。

例えばコンビニエンスストアであれば、この買い物というところで、周辺人口規模3,000人っていうのが書いてありますが、当然、幹線道路沿いのコンビニなど、立地条件によって違うのですが、大体、その周辺に3,000人ぐらいいないと、コンビニは成り立たないといわれていまして、食品スーパーとか診療病院とか、そういったものについても、当然、営利活動であるので、ある一定の利用者、経済圏に人口が居住していないと成り立たないということになります。

だから人口が全部減っていても、ある程度集約すれば、人口密度は維持でき、それらの施設の維持ができるというところを説明したものでございます。

9ページをご覧ください。

生活サービスを効率的に提供し、本市全体として持続可能なまちづくりを行うために、コンパクトなまちづくりにより、拠点となる地域の人口密度を維持し、公共交通ネットワークでそれらをつなぐことが必要です。

本市では、地域全体を踏まえて、都市計画マスタープランを策定します。

この都市計画マスタープランに加えて、コンパクトなまちづくりを実現する方針として、安芸高田市立地適正化計画も併せて策定することとしています。

以上で、①から④までの説明をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

【渡邊会長】

はい。ありがとうございました。

都市計画のちょっと専門的な内容の説明も含まれていまして、初めて聞いた方もおられるかと思いますが、今日は第1回目ということでございますので、疑問等も含めて、ご質問いただければと思います。

いかがでしょうか。

それではひとまず、話を先に進めていきながら、また、もし途中でちょっと疑問点等があったら議論を進めていきたいと思っております。続きですが、この後、実は分厚い現況分析の話に入りまして、この話になると多分30分ぐらいありそうですので、1回ここで、換気も含めてちょっと休憩をとりたいと思

ます。

今、2時12分ぐらいですので、25分まで、ちょっとお休みをさせていただいて、それから、また再開したいと思います。よろしくお願いします。

【休憩】

【渡邊会長】

少し早いようですが、皆さんお戻りになられたので、再開したいと思います。

この後は、現況分析と課題整理という⑤番の話に入りますが、事務局、西尾委員からご提供いただいているこの資料をお話いただくタイミングですが、終わってからでいいですかね。

では、最初に事務局の方から、現況分析と課題整理について説明をいただいて、それに引き続いて、西野委員提供資料についてもご説明いただければと思います。

それではお願いします。

【事務局 徳澤】

引き続きよろしくお願いいたします。

資料6の現況分析の課題整理についてご説明します。

かなり資料が膨大でございまして、もともと、本市が、非常に人口が減って、いろいろな課題があると想定して、いろいろな分野から課題を整理していこうというところと、あと、住民のニーズというところですかね。

そういったところもしっかり把握していかないといけないというところで、1ページを開いていただくと、目次ですが、1の安芸高田市の現況、いろいろな項目を用意していますけど、都市計画区域、このエリアだけではなくて、本市全域を対象に、現況の整理、分析を行って、地域全体の課題を取りまとめたところがございます。

それから2の市民アンケート調査につきましても、本市の全世代にアンケート調査票を郵送いたしまして、回答していただいたアンケート結果をしっかりと分析して、進めていきたいところでございます。

できるだけ、端折って説明しますが、しっかり本市の現況についても理解していただきたいと思っております。

2の、2ページをご覧ください。

本市の人口の推移を年齢別に示しています。

この人口は、平成27年の国勢調査結果を踏まえて、国土交通省国土技術総合研究所が算出したものでございます。

平成27年、2015年までの人口が実績値でございます。

それから、令和2年、2020年以降の人口は、推計値となっております。

縦軸に人口を示していて、一番上から、黄色は65歳以上の高齢者の人口、緑色が15歳から64歳の生産年齢人口、青色が15歳未満の年少人口を示しています。

平成7年、1995年までの20年間で、総人口は1,483人減少していますが、平成7年以降の20年間で、4倍ぐらい、6,333人減っています。20年間で、確実に、この人口減少の傾きが変わっています。

推計上、今後も、この減少傾向は非常に大きいものになるというふうに予測されています。

令和27年、2045年には、65歳以上の高齢者の人口が、緑色の生産年齢人口を上回る予測になっています。本市ではこの人口減少、高齢化の問題というところをしっかりと対応していかなければならないと考えています。

3ページをご覧ください。

吉田町の人口の推移、都市計画区域があるエリアでございますが、この人口減少の推移と高齢化率を示しています。吉田町以外にも、すべての地域で人口が大きく減少していますし、人口に占める65歳以上の割合、高齢化率ですけど、この高齢化率がどんどん上がっていくという状況でございます。

4ページをご覧ください。

吉田町の人口密度を示しています。

この中央に凡例がございまして、1ヘクタール当たり、何人住んでいるかという居住人口を色別に表示

したものでございます。

1ヘクタールは1万平方メートルですので、100メートル四方の居住人口を示していきまして、青色は、40人以上住んでいる。緑、黄色と少なくなって、赤色になると、100メートル四方でもう10人住んでないという状況になるということでございます。

左側は、平成27年、2015年の吉田町の人口密度を示しています。

都市計画区域は、緑色で示しているのですが、都市計画区域の外に人口密度の高いエリアがありまして、すでにスプロール、中心の方から外の方に人口が移動しているという状況になっています。

右側は、30年後2045年、令和27年の吉田町の人口密度を示しています。市役所のある都市計画区域の中心部においても、人口密度が低下しています。

都市計画区域外が、人口密度が高いことが、予測上、そうなっているというところでございます。

5ページをご覧ください。

今度は、吉田町の高齢化率を示しています。

65歳以上の人口、65歳以上の人口の割合を示したもので、中央の凡例で、青色は、高齢化率は40%未満で、緑、黄色になるとどんどん高くなって、赤色になると60%以上、10人中6人以上がもう高齢者というふうになっていますが、左側の図では2015年、平成27年の吉田町の高齢化率を示しています。

全域で40%未満を示す青色のエリアが多いのですが、2045年、30年後には、高齢化率が上昇しています。1ヘクタール当たり、4人以下になっている。高齢化率が60%以上の赤色も見られるなど、非常に高い高齢化率、もう半分以上が65歳以上、そういう都市になっている推計になっています。

6ページ以降、他の町においても同じような検討をしていますが、吉田町と同様に、人口密度も下がっていきまして、高齢化率もどんどん上がっているような状況でございます。

21ページをご覧ください。

安芸高田市の家族類型世帯数、世帯数の方向性です。左側、緑色と、水色、これが高齢者だけで構成されている世帯、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯を示しています。

全国平均に比べても、高齢者だけの世帯は非常に多くなっていますし、また、安芸高田市自体は年々高齢者世帯が増えている。

車が運転できるまではいいのですが、当然、車が運転できなくなると、アクセス環境、移動が非常に不便になるということになります。

22ページをご覧ください。

人口の推移について、解決すべき課題について整理しました。

人口減少により、一定の人口を必要とする生活サービス施設の維持、生活利便性の確保が困難となることが予想されます。このための対策が必要になります。

特に高齢者は、日常生活における移動が困難となることが予想され、高齢者が安全安心快適に生活できるような施設の立地アクセス環境整備が必要となります。

また、産業の担い手不足が見込まれ、活力の創出と対策が求められるというような整理をいたしました。

23ページをご覧ください。

左側の図は、安芸高田市の全域の土地利用状況を示しています。

面積のほとんどが緑色の森林が占めていますが、芸備線の鉄道、県道に沿って、黄色の田畑や、赤色の建物用地が点在している、広がっていることがわかります。

ちょっと分かりにくいのですが24ページ以降で、各町別に、土地利用状況を示していますが、吉田町は結構まとまっただけで、基本的にはこの赤色の建物用地が広く点在している、広く分散して居住されているといった状況がわかります。

27ページをご覧ください。

これは、空き家を整理したものでございますが、左側のグラフは、空き家の経年変化を示していきまして、空き家の増加傾向、2018年には3,220戸の空き家があるという調査結果が出ています。

空き家率も年々増加して、2018年には21.8%、もう5件に1件空き家ですというような数値になっています。

右側は、町別の空き家数を整理したもので、吉田町、高宮町の空き家が多いという調査結果となっています。

28 ページをご覧ください。

土地利用状況について解決すべき課題として、建物用地の点在による都市のスプロールが懸念され、その対策が必要となっています。

また、今後、空き家を増やさない対策が必要となっています。

29 ページをご覧ください。

本市の公共交通体系について整理しています。

本市の公共交通は、JR の芸術線と 1 つ 1 つ全部説明すると時間もかかりますので、ざっと説明しますと JR 芸備線、それから広域路線バス、広島市と三次市への路線バス、それから高速バス、安芸高田市内の路線バスとか三江線が廃止になった関係もあって、市内で完結する路線バス、お太助バスと、それからデマンド型で乗り合いをするお太助ワゴン、それからそれらが提供できないにエリアについては、自家用有償旅客運送であるもやい便、とろっこ便、それから、タクシーといったものが、交通としてございます。

30 ページ以降に、詳しく、公共交通別に整理していますが、説明を省略させていただいて、34 ページをご覧ください。

現況の公共交通、先ほど説明したとおり、基本的には市内を網羅的にカバーしておりまして、他市町へのアクセスも可能となっています。

非常に使いやすく、運行されているのですが、その一方で、この左側のクラブを見ていただければと思いますが、黄色、お太助バスの予算収支というところがございますけど、黄色が運行に関わる経費でございます。右側の青色が、運賃収入です。

当然この差額が赤字になるのですが、この差額について、国、県の補助金、それから市の負担金で補填しているという状況でございます。2020 年の決算でいきますと、お太助ワゴンは 6,694 万円、お太助バスは 4,644 万円、これを市が負担する負担金ですけど、合計で約 1 億 1,000 万円、この公共交通、お太助ワゴンとお太助バスを維持するために、それだけのお金を負担しているという状況でございます。

もやい便、とろっこ便というのは補助がないので、全額赤字については、市が負担して維持しているという状況でございます。右側の方に、利用者数を記載していますが、人口が減少しているのもありますけど、基本的には利用者が減少傾向にございますので、当然利用率が下がれば、この運賃収入が減ってきますので、この赤字は、なかなか厳しい状況に今後もあって、増え続けていくような予測になっています。

35 ページをご覧ください。

公共交通の解決すべき課題として、高齢化の進行が見込まれる中、将来的には免許返納などによって、移動困難者は増加する可能性があるため、地域住民の交通を引き続き確保することが求められます。

お太助ワゴン、お太助バスなどは赤字となっていますので、利用者数が減少傾向にあることから、公共交通の効率的な運行、持続可能な運行が必要となると整理しています。

36 ページをご覧ください。

産業について整理しました。左上のグラフは、本市の産業別の従業者の集計を指しています。減少傾向でございます。左下のグラフは、小売業、事業所数、事業者数の推移、右側のグラフは、卸売、小売販売額の推移を示していますが、事業者数、従業者数、販売額と、いずれも年々減少傾向というところでございます。

37 ページをご覧ください。

左上のグラフは、これは観光について整理したのですが、左上のグラフは本市の観光客数の推移と、県全体に占める割合の推移等、左下のグラフは、本市の観光消費額の推移、いずれも増減があるのですが、減少傾向にございます。

それから右側のグラフは、本市で観光客がどのような手段で本市に来ているか、交通アクセスの状況を示していますが、自家用車の往来が圧倒的に多いことがわかります。

基本的には、ほぼ自家用車で来ているというような状況でございます。

39 ページをご覧ください。

産業について、解決すべき課題について整理したものでございます。

卸売小売業が縮小している。また、商店がどんどん売り上げが落ちていく中で、日常的な買い物は困

難になることが見込まれ、商業機能の強化が求められています。

それから、観光客、観光消費額の増加に向けた観光業の活性化が求められています。

本市への観光客の来訪しやすい公共交通の整備が求められます。

それから、産業の活性化を推進し、雇用の創出を図る必要があるというふうに整理しました。

続いて40ページをご覧ください。

都市施設について、整理したものでございます。

左上のグラフ、本市の1人当たりの道路延長の推移を整理しています。

町別に整理していますが、年度ごとに人口が減っていますので、全体の道路延長を人口で割ったものの、1人当たりの道路延長を示していますので、人口が減っていますから、1人当たりの道路延長が増えていきます。

右側の市全体と、広島県全域の市町村の道路、これを人口で割ったものですが、一番右側の広島県の2019年の県民1人当たりの平均延長は、市道・町道ですけど、大体平均7.1メートルぐらいを負担している。

それに対して、本市で、一番近い2020年、緑色で示していますが、1人当たり29.2メートル、約4倍近い道路を負担している。

これが美土里町とか高宮町になると、当然、人口が少ないので、1人当たりの延長というのは、当然長くなってきて、それが人口減少しているの、どんどん負担が増えていくというような状況でございます。

それから、右側の1人当たりの維持管理費ですが、人口で年間の維持費を割っています。

除雪費用とか、年々違うところもありますけど、市民1人当たりの道路橋梁の維持管理費は、年々増加傾向にあるということがわかると思います。

続いて、42ページをご覧ください。

少し古いデータですが、インフラについて、公共施設建築物について整理しています。

いろいろな公共施設の建築物を管理していますけど、この1人当たりの面積を算出しました。1人当たり約8.68平方メートルというところです。

人口がどんどん減っていますので、施設自体が変わらなければ、当然この1人当たりの面積も年々増えていくというところでございます。

45ページをご覧ください。

都市施設の解決すべき課題として、財政悪化など、いろいろ問題がございしますが、施設の解決すべき課題としては、都市施設の集約、再編、適正配置、長寿命化を行うことで、維持更新費用の縮減が必要となります。また、老朽対策、耐震化の推進というところも必要となっていると整理しています。

46ページをご覧ください。

左側の図は、浸水想定区域を示しています。その最大想定規模と記載しています。

ちょっと、分かりにくいので、47ページは吉田町のエリアを拡大したものでございます。

中央に凡例がございまして、浸水深が深くなるにつれて、青色が濃くなるというところで、印刷の精度もあるのですが、例えば3メートル以上浸水するエリアが、この辺りであるというところでございます。

これは想定される最大規模、1000年に1度といわれていますけど、破堤を想定したものでございますので、一般的に使われるハザードマップに対して、赤い色が高齢人口密度、避難に時間がかかる高齢者の方がどれぐらい住んでいるのかというところを示しており、濃くなれば濃くなるほど高齢者の人口密度が高いというところで、浸水エリアに避難時間がかかる高齢者がたくさん住んでいる、高齢者以外にも住んでいるんですけど、高齢者も非常にたくさん住んでいるという実情があることを示しているところでございます。

48ページ以降、各地域において同様の整理をしていますが、どの地域においても、高齢者がその浸水エリアに多く居住しているというところでございます。

53ページをご覧ください。

左側の図には、土砂災害警戒区域を黄色、土砂災害特別警戒区域を赤色で示しています。

先ほどの浸水区域と同様に、避難に一番時間がかかる高齢者の人口密度を重ねたものでございますが、54ページに吉田町のエリアを拡大したものを載せています。

中央の凡例に示していますが、緑色で、高齢者の人口密度が高いエリアを、緑がどんどん濃くなっ

ているというところがございます。

右側の図を見ていただければ、この黄色のイエローとか、赤のレッドとか、土砂災害の危険区域に近接している場所に、避難に時間がかかる高齢者が住んでいるというような状況が確認できます。

55 ページ以降、各地域において、同様の整理をしていますが、いずれの地域においても、イエローレッドの土砂災害計画区域はございますので、そこに、高齢者だけではないのですが高齢者もたくさん住んでいる。これが、高齢化率が高いので、本市においては非常に、問題になっているところがございます、60 ページをご覧ください。

防災に関する解決すべき課題としまして、浸水想定区域付近の住民、特に高齢者の安全確保に配慮する必要があります。またインフラの耐震化、長寿命化、防災拠点の整備、災害に強い都市基盤の整備の推進が求められます。

あとは災害リスクの低い区域へ居住の誘導、災害ハザードマップ等のリスクの周知啓発等の推進も必要と考えております。

61 ページをご覧ください。

この都市構造の評価でございます。

先ほど説明した人口が減ってくると、本当にいつか存続できなくなってしまういろいろな都市機能、病院だったり、商店だったりというところを整理しています。

61 ページは、医療施設、内科外科の徒歩圏カバー率、大体、徒歩で利用できる徒歩圏というのが 800 メートルでございますが、800 メートルの円に入った居住者がどれくらい住んでいるのかという割合を算定したものでございまして、安芸高田市の徒歩圏人口のカバー率は約 34.8%、34.8%の人は歩いて病院に行ける。全国平均 5 万人までの都市では 57% ぐらいの人が歩いて病院に行けるといわれていますので、少し低いというところがございます。

右側の都市計画区域内においては、67.8%ですので、都市計画区域の中であれば、皆さん、病院に歩いて行けるというところがございます、62 ページ以降、各町の病院のカバー率を、どこに病院があるかも示していますが、63 ページの美土里町、高宮町においては、カバー率が低いですが、そもそも施設自体が少ないので、人口が減っていくと、こういう施設自体が存続できるかというところの課題があるというところがございます。

66 ページは、今度は商店、商業施設のカバー率を整理したものでございまして、都市全体でいくと、商業施設のカバー率は約 31.5% で、全国平均を比べたら低い結果でございます。

都市計画区域においては、歩いて行ける方が 75% 以上というところがございます。

例えば 68 ページを見ていただくと、美土里町とか、高宮町とかは、もう 1 店舗しかないのですが、今後人口が減ってくると、非常に貴重な A コープとか、商店が維持できるのかというところが課題になって参ります。

83 ページをお願いします。

都市構造の評価の課題として、施設の適正配置により、施設を訪れやすい環境の整備が必要で、特に、高齢化の進行に伴って、日常移動の困難な高齢者が増えることが予想され、高齢者の施設へのアクセスの確保が必要であると思っております。

以上で、現況整理から課題をしっかりと抽出したというところがございます。

続いて、84 ページをご覧ください。

マスタープランと立地適正化計画の策定において、市民意見を十分に反映することを目的として、市内全域を対象に市民アンケートを実施したところがございます。居住者、安芸高田市に住んでいる方 1 万 4,758 世帯にアンケート調査票を郵送し、昨年 12 月 3 日から 12 月 20 日の間で、アンケート調査を行いました。約 3,750 人、3,709 世帯から約 30% 程度の回収率というところがございます。

このアンケート結果については、85 ページ以降がかなり細かく整理しているのですが、ここでは省略させていただきます、104 ページをご覧ください。

これは、市民アンケートの結果から読み取れる本市の問題点と課題を整理いたしました。日常生活についてのアンケート結果についてご説明します。日常的な行動、誰が地域ごとに、例えば、どこのスーパーやコンビニに買い物に行っているのかとか、通院はどこに行っていますかというアンケートをしているのですが、日常の行動は基本的に吉田町を主にして、市内で完結している割合が高い結果となりました。

買い回り品の購入とか、飲食の利用は、市外の利用の割合が高いという結果になりました。

それから、吉田町以外では、日常的な買い物については、吉田町で済ませる場合や、市外を利用して
いる場合が多い結果がございました。

それから、図書館や文化ホールは各町に今整備されている施設であっても、吉田町の施設を利用して
いる場合が見られる。

それから運転の話ですが、80歳以上でも調べればよかったですけど、70歳以上で、8割以上が運
転免許を持っていて、週に1回以上運転している。日常生活で車がないと生活できないというところな
のです。

さらに、運転が困難となった場合は、回答者の半数以上から免許を自主返納すると回答していますの
で、今後、運転できなくなる方も増えてくる。そもそも、70歳、80歳になっても8割以上の方が運転
しているということで、ちょっと驚いたのですが、非常に高い免許保有率になっていました。

それから、コロナ過で、市民が娯楽目的、また地域のイベントでの外出頻度が低下していて、地域コ
ミュニティの祭りもほとんど開催されてないところがあって、そういったコミュニティの維持がいろい
ろ問題になっています。

続いて、住民の意向については、市全体の3割の住人は、居住環境に不満を持っています。

居住環境をまちづくりに求めることとして、特に吉田町ですけど、例えば、災害もあった関係もあつ
て、災害リスクへの対応、それから、都市機能の充実を求める意見が多かったところです。

解決すべき課題として、住民の行動パターンを踏まえて、都市機能の配置の適正化が必要。それか
ら、過度な車依存からの脱却を図り、高齢等の理由で運転免許を返納した後でも、日常生活を快適に過
ごせるよう、都市施設、公共交通網の整備が必要。

それから、コロナ過による住民の外出制限に伴う地域コミュニティの弱体化が懸念されています。

安芸高田市内に居住されている住民が、将来にわたって住み続けたいと思える都市環境の整備が必要
です。特に吉田町を中心に、災害リスクへの対応を強化することで、安心して暮らせるまちづくりが求
められるというような、整理をいたしました。

105ページをご覧ください。

今まで説明した安芸高田市の現況、①番の人口、土地利用、公共交通、産業と説明し、解決すべき課
題を整理しました。それから、市民アンケート調査結果から、日常生活の課題、それから住民のニーズ
のところもしっかりと把握した上で、今回、本市の目指すまちづくりの方向性として、1番目はコンパ
クトな都市の構築、居住や都市機能の集約施設の適正配置により、持続可能な都市構造を図ることとし
ます。

2番目は、安全、安心な居住環境を確保して、災害リスクの低い安全な地域へ居住の誘導を図るとと
もに、インフラの整備等を行い、ハードソフトの双方から安全安心な居住環境の確保を図ることとしま
す。

3番目として、活力の創出、地域ならではの産業の活性化、地域コミュニティの強化により、住民の
活力を創出します。

それから、最後に交通アクセスの確保として、誰もが都市機能等の目的地へアクセスしやすい環境の
整備を図ると、この4つのまちづくりの方向性を整理いたしました。

以上で説明を終わります。

【渡邊会長】

はい。どうもありがとうございました。

今、市民アンケート、最後にアンケート調査の報告もいただいたところですが、その中でも災害リス
クへの対応を強化するお話がありまして、今日、西尾委員の方から、特定都市河川指定の資料をご提供
いただいておりますので、質疑が入る前にまず西尾委員の方から資料説明の方お願いしてよろしいでし
ょうか。

【西尾委員】

はい。

【渡邊会長】

すいませんよろしく願いいたします。

【西尾委員】

はい。少しお時間を拝借して、まず、都市計画マスタープラン、立地適正化計画については、各自治体で、まだ取り組みが始まってないところ、取り組んでいるけど、なかなか計画策定ができないところがある中、意欲的に取り組んでいる安芸高田市さんに対して敬意を表します。

本日は、これまでの都市計画マスタープラン策定の状況についてご報告があるということでしたので、私から提供させていただく2点につきましては、所内の検討会ですとか、都市計画マスタープラン等策定委員会で議論されるにあたって、今後、私どもが進める会議と同時進行でお互いに情報共有する、若しくは情報を参考にさせていただければということで、話題提供させていただきます。

まず、記者発表プレス資料の方でお話させていただきます。

江の川水系江の川等について中国地方初となる特定都市河川の指定と書いてございます。

一番後ろをめぐっていただきまして、これまで、特定都市河川の指定を受けていたのは、首都圏、中部圏、近畿圏というところで、3大都市圏以外といたいところなのですが、静岡の巴川が3大都市圏かといわれると、甚だあやしいところがあったので、中国地方初とさせていただきます。いわゆる都市圏以外で初めて、田舎の川で特定都市河川の指定を受けたというところでございます。

この度、指定されたエリアというのは、1ページを横にすると、左下になるのですが、私ども国が管理しております、江の川水系江の川と、広島県さんが管理されている河川を含めて43河川、流域面積で670平方キロ、指定範囲の自治体は三次市、安芸高田市、北広島町と、広島市安佐北区がちょっとだけ入るということで、7月25日に指定をされました。

何のことかといいますと一番上の帯に書いてあるのですが、流域治水の本格的な実践に向けた特定都市河川への指定という形になってはいますが、河川の整備、ダムの整備等々やっておりますけれども、なかなか時間がかかる中、最近の雨の降り方が変わってきて、気候変動によって、激甚化、集中豪雨が続き、全国各地で災害が頻発化している。

特に、この江の川の上流域においては、平成30年の7月、令和2年、令和3年、度重なる被害が発生したので、この特定都市河川に指定いたしますと、いろんな補助のメニューの補助率のかさ上げとか、優遇措置がたくさんございますので、流域治水の促進ということで、この特定都市河川の指定を受けたものです。

次の2ページ目の中ほど、7月25日に特定都市河川の指定をされまして、今後速やかに流域水害対策協議会というのを設置して、具体的に、今後、20年、30年間に取り組む、メニューを考えていきます。

河川の方でどれだけ負担をして、流域の方でどれだけ溜めものを作って溜めるのかという役割分担を決めることとなります。

流域水害対策協議会の構成といたしましては、河川管理者、下水道管理者ほか、都道府県知事、市町村長、それ以外に民意を反映するというところで、住民、防災リーダーとか、学識経験者、民間事業者等をメンバーに入れることが望ましいとされており、今、各協議会の設置に向けて準備を整えているところでございますが、一番肝心なのは、2ページ目の下の右側になります。

上の段、浸水被害防止区域の指定というのがありまして、指定権者は都道府県知事になるのですが、都市計画法上の開発の禁止、住宅・要配慮者施設の開発・建築行為について、許可制とすること、具体的には浸水深がここまで来るので、それよりも高い建物を作ってくださいという審査をすることで、浸水被害が及ばないようにしていくものでございます。

一方貯留機能保全区域は、上流域で一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できるということで、田んぼダムとか、かすみ堤とかが該当しますが、こういったところでは、溜めものをするところですから、盛土行為の事前届け出を義務化するというところでございまして、まさにどこに住むのか、どこにそういう水を溜めるのかという意味でいうと都市計画と密接に関わるものでございます。

次の話をさせていただきたいと思いますが、資料でいうと、先ほど説明いただいた資料6-46ページ防災というところ。

これは先ほど事務局の方から説明をされましたが、河川管理者である国土交通省及び広島県が浸水想定区域図というのを公表しました。

先ほど言われましたが、これ、実は想定最大規模で最大想定規模じゃないです。

全国13区分で、過去に降った雨を流域の大きさに応じて、引き伸ばしたり縮めたりして、降った雨

が、実際に、現在の河川の器で流すと溢れてしまうので、それがどこまで浸水するのかという、1,000年に1回程度と言われていますが、これに後ろにある土砂災害の区域と合わせると、住めるところがなくなる話になるのだと思っております。

この浸水想定区域図は、具体的には、避難場所とかを載せて、浸水や土砂災害区域と一緒に載せているハザードマップというのがあるのですが、それは、ここまで浸水する可能性がある、大雨の時にはこの区域外に逃げてくださいという、命を守る行動としての範囲という位置付けです。

暮らしとしてはどう考えるかという、私が配っている1枚もののペーパーの左下を見ていただきたいのですが、濃い紫色が高頻度10年に1回浸かります。ピンク色が30年に1回、赤が50年に1回、オレンジが100年に1回で黄色が想定最大となる。50年浸からないなら住みたい、そんな判断もできるのですというようなものを、さらには、河川における堤防の整備等も進んでいきますと、見せ方によっては、右側の方になりますけども、現在の状況はこういう状況だけど、整備後にはこういう状況になります。10年後にはこうです、20年後にはこうですというような示し方もできますというような形になります。

右下の括弧書きに書いてありますけども、令和4年度国土交通省の取り組みとして、まずは、国が管理しております全国109の一級水系の方で、宅地がある家屋がある側の方を、堤内地と言っております。河川の方が堤外地とっておりますので、河川の水が溢れる。具体的な例でいうと、昨年、多治比川の堤防が切れて、市街地に溢れているのが外水氾濫、一方で、堤防の洪水が流れているのだけでも、高い水位が続いていて、水がはけずに、徐々にたまっていくのが内水氾濫で、この度は、外水氾濫を対象としたこの水害リスクマップというのを出しますということで、江の川においては、来月8月に公表しますので、エリアの指定の参考になるのではないかと考えております。

2行目以降に、特定都市河川や水害リスクを踏まえた構造物に取り組む地区においては、内水も考慮した水害リスクマップを作成することにトップランナーとして、今取り組んでおりますが、スケジュール的には、8月に第1回目の協議会を立ち上げて、浸水被害防止区域の指定だとか貯留機能保全区域の指定も年度内に考えていければと思っております。こちらの方も住民の意見の公聴会の開催だとか、意見照会をする手続きもあるので、もう少しずれるかもしれません。

いずれにしても、特に今、都市計画区域の指定があります吉田エリアを中心として、江の川の沿川に家屋が連担密集しているところが多いので、これらの取り組みと、このマスタープラン並びに立地適正化計画の策定というのは、非常に密接に関係していると思っておりますので、この場をお借りして、話題提供させていただきました。以上でございます。

【渡邊会長】

はい。どうもありがとうございました。非常に貴重なお話ありがとうございました。

国の方もかなり急ピッチに協議会を作り、立ち上げて、計画を策定して、いわゆる、防止区域だと、保全区域の指定まで入るといことは、非常に今、市の方で都市計画マスタープラン或いは立地適正化計画を立案するという作業にかかわっているのかなというふうに思った次第でございます。

ありがとうございます。それでは、先ほど事務局から説明がありました現況分析、それから課題、整理の説明と、今、西尾委員の方から説明のありました、特定都市河川の指定に関する説明と、両方一括で構いませんか。

ご質問とか、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【野原委員】

はい。

【渡邊会長】

野原委員お願いします。

【野原委員】

先ほどの市民アンケートの部分でございますが、この市民アンケート調査、84ページ以降で出てくるのですけれども、この中で特に公共交通についてのアンケートがあるかと思いますが、私が経験し

ている中では、公共交通に対する高齢者の方が年々増えてきているということで、ニーズがだんだん出ておまして、特に土曜、日曜の公共交通が走らない、先ほどの、お太助ワゴンもそうなのですが、そういうものが、土曜、日曜に走らないものですから、そういうものを走らせていただくと非常にありがたいという要望がございまして、この市民アンケートの中で、ちょっと補足でございますけれども、そういった要望があったということをお伝えしておこうと思いますので、よろしく願います。

【渡邊会長】

はい。ありがとうございます。そういう要望があるということですので、その辺も加えて、少し方向性を考えていくことになるのかな。他はいかがでしょうか。

【西尾委員】

はい。

【渡邊会長】

西尾委員お願いいたします。

【西尾委員】

現状分析、感想みたいなどころですが、合併された自治体ごとに、分析されたのは非常にいいことだとは思っているのですが、このアンケートの属性の中でも違ってくるのだと思いますが、例えば40代以上とかなっていると、旧何々町から出たくないとかその辺りに住みたいというのがあるのでしょうか、30代の若い世代は、安芸高田市だったらどこに住んでもいいよという感じとかがあると捉えている。多分このトレンド、国交省の方でやっていますけれども、トレンドもむしろどんどん加速していくような感じになっております。

その意味で、今の段階からマスタープランをやるのはいいのですが、吉田だけで、田舎は切り捨てかみたいな話で、今後、どういうマスタープランの絵姿を作っていくのかという時に、ネガティブな発想がある中で、例えば、長野の伊那の方ですか、車を運転できなくて、パソコンも使えないけど、ケーブルテレビのリモコンでその生活用品が買えるようになっている。

さらに、これをお店からドローンで運んでいくので、普段の生活物は車を使わなくてもいいよとか。

大阪万博で、ドローンというよりも、人が乗っていくタクシーみたいな感じで、経産省が作っているイメージを見ると、おじいちゃんのところに遊びに行ったら孫が、急に病気になったら、それを呼んで飛んで行く。そういう代替が可能な技術があるのだとか。

空き家対策は、定住人口で考えず、働き方はいろいろあって、通信のネットワークさえあれば、田舎暮らしができるという可能性があるのだと提案された上で、皆さんが前向きに、マスタープランに対して意見をいえるようなことをしていかれると、後の半年が前向きな議論ができるのかなと思います。参考にしていただければ幸いです。

【渡邊会長】

どうもありがとうございます。他はいかがでしょうか。ちょっと時間の方が迫ってきたので、それではすいません。先に、次の説明をさせていただいて最後に全体をとおして、またご質問ご意見等を受けたいと思います。

それでは、残っております6番の、全体構想分野別方針についてと、7番の策定委員会での主な意見ということについて、事務局の方から説明お願いいたします。

【事務局 徳澤】

はい。それでは全体構想・分野別方針について、資料7を説明いたします。

1ページをご覧ください。

上位関連、目次のところで1ページですけど、1の上位関連計画の方針、それから2まちづくりの基本方針、3分野別方針と、続けて説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

上位関連計画における方針について説明いたします。本市の策定する安芸高田市都市計画マスタープランの上位にある計画として、広島県の策定している広島圏域都市計画マスタープランがございまして、この県のマスタープランについて少し説明します。

広島圏域都市計画マスタープランでは、たくさんの都市計画区域があるのですが、これを一体の都市として、総合的に整備開発保全することを目的とした基本的な方針が示されています。

目指す都市構造としては、医療、福祉施設、商業施設や、住居がまとまって立地し、公共交通により、これは生活利便性にアクセスできるコンパクトプラスネットワーク型の都市の再構築を掲げています。

また、目指す都市の姿として、災害に強く誰もが暮らしやすい安全安心を基本に、様々な人材や、企業を引きつける、活力と魅力に溢れた都市、さらにその街づくりに向けて、住民が主体となって、行政がそこをサポートしながら共同で作り上げるプロセスが定められています。

3ページをご覧ください。

県が策定した広島圏域都市計画マスタープランの将来都市構造図を示しています。広島市の中心部、この赤色のところが中心拠点になります。圏域は非常に広い、安芸高田市から江田島、大竹市というところまでありますけど、この広島市の中心拠点を補完する形で、廿日市市とか東広島市の中心部が広域拠点として位置づけられています。

この広域拠点を補完する形で、地域拠点として本市の吉田町都市計画区域等の中心部が位置付けられている。多機能型ネットワーク構造となって、この各拠点の都市機能を総合的に利用できるように、都市間連携軸というものがあるというところでございます。

考え方として、例えば、野球を観戦する時に、広島市に何万人も収容できるカープのマツダスタジアムがありますけど、マツダスタジアムを各市町が作る必要はないというところなんです。各市町が自分の市町に合った人口規模の野球場を作っていくというところで、すべての街にマツダスタジアムを作るのではなくて、しっかりとその拠点間を連携することによって、安芸高田市の市民も、マツダスタジアムに行くと、野球観戦ができる。

これを、広域的な機能分担、機能をしっかりと分担し合いながら、全体で最適化を図っていく、そういう都市構造を目指していきましょうというところでございます。

4ページをご覧ください。

広島県が定めている、この吉田の都市計画区域についての都市決定方針を示しています。広島県は、土地利用と都市施設の整備、市街地開発事業、安全安心な暮らし等について、都市計画決定方針を定めていますので、当然本市が策定するマスタープランも、この方針に即して策定する必要があります。

5ページをご覧ください。

本市が今から策定するマスタープラン、先ほど、現況分析とアンケート調査結果から、目指すまちの方向性を4つ設定しました。

1つ目は、コンパクトな都市の構築、2つ目が安全、安心な居住環境の確保、3つ目が活力の創出、4つ目が交通アクセスの確保、この4項目等の方向性を定めております。

6ページをご覧ください。

先ほど定めた課題から抽出したまちの方向性の4項目から、基本目標を設定しています。1番左下のコンパクトな都市の構築。このために、基本目標として、居住や施設が集約された持続可能なまちづくりを目指します。

それから、安全、安心な居住環境の確保のために、誰もが安心して暮らせるリスクの強いまちづくりを推進しています。

それから3つ目の活力の創出のためには、地域資源を生かした活力あるまちづくりを進めていきます。

それから、交通アクセスの確保のためには、目的地へアクセスしやすいやさしいまちづくり、この4つのまちづくりを基本目標として掲げ、まちづくりの基本理念として、未来へ続く安芸高田と定めております。

いろいろ、人口減少とか、いろいろな課題がある中で、この安芸高田市はずっと存続し続ける、持続可能なまちとなるという基本理念をされています。

続いて7ページをご覧ください。

まちづくりの基本的な方針として、本市の将来都市構造図を示しています。左側にある都市構造

図、これを定めていますが、本市の都市構造は、中心という言葉がよくないかもわからないのですが、吉田町の中心部を中心拠点として、本市全体として必要な拠点機能を担うエリアとします。

吉田の中心部に赤い色の賑わいゾーンを定め、また賑わいゾーンの周辺に黄色の住環境保全ゾーンを定めています。

次に、各旧町の中心部、現在支所がある地域に橙色の地域拠点として定め、地域住民の日常生活に必要な施設等の集約、維持を目指すエリアとしています。支所周辺を黄色の住環境保全ゾーンとします。

また、その他全域を緑色の自然共生ゾーンとします。この土地利用については、後で後程説明しますが、この中心拠点と地域拠点を結ぶ拠点間連携軸を定めて、拠点間の繋がりを充実させます。

さらに、三次市とか広島市とか、周辺市町との連携のため、広域連携軸を定め、ここの都市の発展を促すこととしています。

8ページをご覧ください。

分野別方針についてご説明します。最初に、土地利用について、将来構造図で定めた拠点軸やゾーンを踏まえて、拠点間連携を行い、既存ストックの有効活用による賑わいのあるまちづくりを推進しています。

土地利用の取り組み方針として、既存ストックの有効活用による賑わいのあるまちづくりとして、吉田町の中心部、賑わい創出ゾーンにおいては、商業、文化行政施設等の都市機能の充実による、高密度な市街地を形成し、まちの顔としての賑わい創出をして参ります。

各拠点の住環境保全ゾーン、既往のエリアにおいては、戸建住宅を中心とした居住環境の維持充実による、低密度な市街地を形成いたします。さらに人口規模や、地域特性に応じた市街地規模の適正化、その地域に合った適正な市街地を形成いたします。

緑色、全域ですけど、自然共生ゾーンに設定して、集落、農用地、山林等の共存による豊かな自然環境の保全と、集落コミュニティの維持、活性化を図っています。

9ページをご覧ください。

都市施設の分野別方針を説明いたします。都市施設については、合理化と長寿命化の推進に加え、まちの活性化に向けた運用を進めて参ります。都市施設の持続可能な都市施設の運用として、土地施設の合理化と、長寿命化を推進していきます。

具体的には、公共施設及びインフラの長寿命化、バリアフリー化、学校保育所をはじめとする公共施設の再編、配置の適正化、公共施設の利用促進、民間活力の導入による効率的な施設運用、空き家等の既存ストックの利活用を図って参ります。

次に、まちの活性化に向けた都市施設の運用として、具体的には、道の駅やスポーツ施設など、にぎわい創出や観光振興に資する都市施設の整備、人権福祉センターや集会所などの地域コミュニティの場となる都市施設の利用促進、観光振興、地域コミュニティの活性化等に向けた都市施設の活用を図って参ります。

10ページをご覧ください。

交通についての分野別方針を説明します。交通に関する取り組み方針として、快適な生活を支える交通ネットワークを構築して参ります。日常移動を支える持続可能な公共交通サービスの構築として、具体的には地域拠点、中心拠点のアクセス確保、中心拠点と地域拠点間の往来しやすい公共交通サービスの構築、交通弱者や公共交通空白地にも対応した柔軟性のある公共交通サービスの提供、さらに効率的な事業運営を図っていきます。

次に、市内外の交流促進する交通ネットワークの強化として、具体的には広域移動を担う幹線道路網の整備・充実、地域内道路の整備と都市活動を支える道路の長寿命化を図って参ります。

11ページ、都市環境の景観についての分野別方針についてですが、都市環境、景観については、コンパクトなまちづくりによる生活利便性の向上や、里山農村をはじめとした良質な自然環境保全、維持、伝統文化の保存、継承、スポーツの維持等による観光振興を推進して参ります。

都市環境景観に関する取り組み方針として、住みたい、訪れたいと思える環境を形成して参ります。

コンパクトなまちづくりによる生活利便性の向上として、具体的な都市機能の適正配置ニーズに応じた商業機能の強化、日常移動を支える持続可能な公共交通サービスの構築、高齢者や障害者を含めた、誰もが快適に活動できる生活基盤の整備、地域コミュニティの強化を図って参ります。

次に、良質な自然環境の保全・維持として、森林や河川等の維持・管理、省エネルギー機器や抵公害

設備、再生エネルギーの導入推進、ごみの減量化、資源ごみの再整備を推進、生産性の高い農業経営環境の整備、担い手の確保を図って参ります。

地域資源を活かした観光振興として、具体的に、伝統文化の保存、継承、里山をはじめとした自然と触れ合う場の整備、トップスポーツの振興、地域資源を活かした観光商品プログラム等の開発を推進します。

最後に、防災についての分野別方針についてご説明します。

防災については、安全・安心して暮らせるための災害に強い基盤整備やソフト対策の充実を図っています。防災に関するという方針として、誰もが安全・安心に暮らせる都市環境の維持を図って参ります。

災害に強い都市基盤の整備として、密集住宅市街地の防災性向上、それから大規模盛土造成地の耐震化、指定避難所の防災拠点整備、インフラ設備の耐震化長寿命化の推進を図って参ります。

安心できる暮らしのためのソフト対策の充実として、浸水、土砂災害の災害リスクの低い区域への居住誘導、災害ハザードマップに基づくリスクの周知啓発、国県周辺市町等の連携による災害対応体制の充実、拡充。それから市自主防災組織や避難の呼びかけの体制強化、防災訓練の充実ということで、分野別方針を定めています。

以上で説明を終わります。

【渡邊会長】

はい。ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明を受けて、全体で全然構いませんので、皆さまの方からご質問とかご意見があったらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【大下委員】

はい。

【渡邊会長】

大下委員お願いします。

【大下委員】

はい。すいません。先ほど野原委員さんからも、要望がありましたけど、当然、安全・安全な暮らしをしたいというのは皆さん思われておられるところではございます。

防災への対応というのはもちろんのことなのですが、この町に、都市計画審議会の中においても分かるように、病院がネックなのですよね。小児科がない、産婦人科がないという、住もうと思っても住めない。これも1つの言い訳かもしれませんが。

あと、この安芸高田市にも、グラウンドがありますけど、そこで大きな大会、仮に、県大会、野球の大会をやるにしたって、ホテルがないのですよ。ですから来るといえば、どうしても、朝早くからか、よその市へ泊るとい形になります。安芸高田市への参入ができないというところもあって、そこらは、要望としてはありますが、基本的には、都市計画だったら、そのぐらいはやってくれという声があるということをおきます。

【渡邊会長】

事務局から何か意見はありますか。

【事務局 徳澤】

はい。ありがとうございます。

病院と、ホテルも、都市機能の1つとして、広島市とか、廿日市市のように都市計画で規制をかけているところにおいて、例えば病院が来るのだったら、こんな緩和ができますというインセンティブを与えることができます。

例えば、ホテルであれば3階建てまでしか建てられないところを、5階6階まで建てていいですよというような、この施設が来れば、こんなメリットを与えますよっていうインセンティブ、規制をしているところの規制を緩めるという手段で誘導することが可能なのですが、本市は、そこまで強い規制をか

けていないです。

だから、逆に、どこでも建てるわけなのですが、需要と供給のバランスの中で、なかなか建てただけでない。特に都市計画区域外においては、ほぼフリーの状態、規制が全くかかっていない状態でも、そういった病院やホテルができていないというところになると、補助金とか、そういうインセンティブを与えなければ難しい状況だと認識していますが、貴重な意見として、しっかりと計画に反映させていきたいと思います。

【野原委員】

はい。

【渡邊会長】

どうぞ。

【野原委員】

今の下大委員さんの発言は、とても貴重な意見だと思います。ぜひこの宿泊施設も含めて、考えていただきたいと思います。

それから10ページのところにも、それから11ページのところにも出ているのですが、障がい者とか交通弱者とかあります。ただ社会的弱者ということでございますので、社会的弱者の方全部、すべて考えてやっていただければよろしいのではないかなというふうに思っております。

それから12ページのところにあります、災害防災でございますけれども、これ特に男性はまあいいのですが、女性の言葉がないです。つまり男女共同社会を実現するといったような、そのような防災を考えていただきたいと。つまり、誰もが避難しやすくなる、したくなるような、そういう場所を確保することも大事なことでして、かつての阪神や或いは東北の大震災の時もありましたけども、男中心の防災になってしまいます。やっぱり女性の方々も気持ちよく避難しやすい、そういう環境づくりをやっていくということは、大事なポイントではないかと思っておりますので、その点をご検討いただきたいと思っております。

【渡邊委員】

はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【住吉委員】

はい。

【渡邊会長】

住吉委員お願いいたします。

【住吉委員】

はい。すいません失礼します。10ページの交通ネットワークというところでちょっと教えていただきたいのですが、ここで高宮と吉田に矢印が入っておりますのは、実際には美土里を経由するか甲田を経由するかのような、現状ではそういうふうになっておりますが、ここに書いてあります東広島高田道路、これは吉田向原間となっている。以前、空港と高田インターをつないでいくような構想、計画ではなくて、構想のような話を聞いたことがあるのですが、この交通ネットワークということで、その辺、こんな構想、かなりぼやっとしたものなのかもしれませんけども、その辺を教えていただければと思います。

【渡邊会長】

事務局の方からお願いします。

【蒲原委員】

私の方から。

【渡邊会長】

それでは、蒲原委員の方からお願いします。ありがとうございます。

【蒲原委員】

今、お話ありました、東広島高田道路ですけども、当事務所の方で整備をやっておりますので、簡単になりますけども、説明をさせていただきますと、確かに委員の言われたように、東広島高田道路というのは、県の中央部地域と広島空港を結ぶフライト軸として整備計画をしているのですが、今は向原町の正力地区から吉田町の常友地区までの3.2キロの区間で整備を進めております。

今年の5月にはトンネル部分を貫通いたしまして、今後は設備工事とか、そういったところの整備を進めます。何とかできるだけ早く、その間については、整備を進めていきたいなと思っています。残りの区間についてですが、今のところで、現在進めている3.2キロを、まず、早く整備をするということではやっておりますので、この整備の状況を見据えながら、今後どうしていくか、検討していきたいと思っております。簡単でお答えになっていないかもしれませんが、以上です。

【渡邊会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【住吉委員】

はい。

【渡邊会長】

はい。他はいかがでしょうか。

【西尾委員】

はい。

【渡邊委員】

どうぞ。

【西尾委員】

要望という形になります。6ページのところのまちづくりの基本的方針を取りまとめられています。県内かなりの地域、中山間地域ということでございまして、いろいろな地域が抱える課題、安芸高田市さんと同じ共通の課題というものを抱えておられて、ちょっと悪い言い方をすると、基本理念のところの安芸高田市を、例えば、他の市町の名前に変えても同じ形になる。そういった意味もありますので、インターバル的になるのではなくて、やはりその安芸高田市の特色に特化したような形のマスタープランにしていなければなという要望でございます。

【渡邊会長】

はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

それでは、時間を過ぎているようなので、ここまでに今日はしたいと思います。

いろいろとご意見いただきましてありがとうございました。

基本的には、ここは駄目だとかっていう意見よりは、むしろこうの方がいいのではないかっていう要望を、かなり多くいただいたのかなというふうに思っております。

西尾委員の方からは、持続可能な暮らしに向けたドローンだとかの対策についてお話をいただきました。

そういう意味では、そんなことを念頭に置きながら考えていく必要があるのかなと思いましたが、野原委員の方からは、休日土日の公共交通の要望でありますとか、或いは社会的弱者対策といった問題。さらには、防災力における、男女共同の考え方、避難したくなるような環境づくりということも仰ってくださいましたが、そういった話が出て参りました。

また、それ以外にも、交通ネットワークでありますとか或いは病院とか、宿泊施設、これは多分立地適正化に関連してくるのだと思うのですが、そういった誘導方策の話でありますとか、最後には、基本理念について、ちょっとひと工夫要るのではないのかという、そんなご指摘もいただいたところでございます。

事務局の方では、今日いただいたご指摘を踏まえて、少し反映させるべき点がありましたら、反映していただきたいと思う次第でございます。

そんな形で、全体的なところでまとめようかなと思うのですが、よろしかったでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは本日の審議につきましては、以上にしたいと思います。

進行を事務局の方にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○閉会

【事務局 神田】

はい。渡邊会長、大変ありがとうございました。

いただきましたご意見につきまして、整理いたしまして、また、修正案等に反映させていただきたいと思っております。次回の審議会につきましては、先ほどのスケジュール表にもありましたが、来年の3月を目途に開催させていただきたいと考えております。

委員の皆様には、後日、日程を調整した上でご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の会議を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。

本議事録は、令和4年7月29日開催の第1回安芸高田市都市計画審議会の次第を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

安芸高田市都市計画審議会

委員 住吉 峰男

委員 田中 秀之